

## IMO 第 10 回旗国小委員会 ( F S I 1 0 ) の結果について

標記会合は、平成 14 年 4 月 8 日から 4 月 12 日までの間、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催された。今次会合では、旗国に関する案件が審議されたところ、主な審議内容については、以下のとおり。

### FSI 1 0 の結果報告

平成 14 年 4 月 15 日  
安全基準課

#### 1 . 船底防汚方法塗料に関する検査・証書に関するガイドライン

MEPC46 に提出した我が国案を基に、船底防汚方法の検査に関するガイドライン(検査ガイドライン)案が作成され、MEPC48 で詳細を検討することとなった。

- ・ 検査手順として、船主から検査申請時に提出される防汚方法の内容証明書類により防汚方法の条約適合性を確認のうえ、船舶に適用する防汚方法と検査申請されたものとの同一性を確認することとし、主管庁は必要に応じ、防汚方法のサンプル(塗料単体又は塗装中若しくは塗装後の塗膜)採取及び試験をすること
- ・ 内容証明書類には、条約の適合性を確認するに必要な最低限の防汚方法(塗料)に関する情報をガイドライン本文中に記載
- ・ 防汚方法の適用状態別の検査区分として以下を考慮
  - Annex1 により管理された防汚システムを建造後塗布していない船舶
  - Annex1 により管理された防汚システムを塗布するも、既に除去した船舶
  - Annex1 により管理された防汚システムを塗布するも、シーラーコートで既に遮蔽されている船舶
  - Annex1 により管理された防汚システムを塗布している船舶で今後ブラストによる除去もしくはシーラーコートで遮蔽されるべき船舶)
- ・ 条約発効後の検査を円滑に実施するため、現存船についての条約発効前に条約を満足している旨の適合証明書を発効する必要性が合意  
防汚方法の簡易サンプル採取に関するガイドライン、条約附属書 1 の対象物質の明確化等については、今後 MEPC48 で審議

#### 2 . 船体識別番号

香港等の共同提案により提案された船体に IMO 番号プレートを付加する旨の SOLAS 条約第 XI 章の改正についての審議結果は以下のとおり

我が国は、シージャック、ファントム船問題の重要性を認識しつつ、プレートの方法に限定する必要はない旨指摘の上、代替案として AIS を活用する方法を提案 EU を中心に香港等提案を支持が 10 カ国程度、我が国の考えに同調したのは韓国等 4 カ国程度。パナマ、バハマ等を中心に 10 カ国程度が、本件審議は海上保安との関連もあり、MSC の審議結果を見届けた上で判断すべきと発言。なお、本件に関して米国から発言は無かった。

審議の結果、テロ対策の一部と重複するものであることから、審議内容のレポートを MSC75 に提出のうえ、MSC に検討を要請することで合意。

### 3 . 船舶履歴記録 (Continuous Synopsis Record (CSR))

英国及び業界団体 (BIMCO、IACS 等) の共同提案により提案された船舶の履歴情報 (船名、旗国、所有者、船級等) の継続した船舶への搭載については、原則合意され、テロ対策の SOLAS 条約第 XI 章改正案の一部として、ニュージーランドにより MSC75 に提案されることとなった。

合意された事項は以下のとおり

- ・ 記録項目：IMO ナンバー、船名、旗国、船主、裸用船者、DOC 上の会社、船級協会、ISM コードの DOC 及び SMC 発行者、変更時の日付等
- ・ 記録の維持：船主又は会社若しくはこれらから委任された船長の責任により記録を維持。記録の内容に変更が生じた場合にはそれを記録するとともに、旗国の主管庁に当該変更事項の報告
- ・ 主管庁の実施行為：各船主等から申請のあった変更内容をチェックし、各船舶の履歴情報のデータベースを作成
- ・ 旗国が変更になった場合、船主又は船長は CSR のコピーを変更になった旗国に提出し、CSR 自体は船舶にそのまま維持。船主等が変更になった場合も CSR は船舶に維持する。